

予算特別委員会

令和6年9月10日

葛城市議会

予 算 特 別 委 員 会

1. 開会及び閉会 令和6年9月10日（火） 午前9時30分 開会
午前11時44分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

- | | | |
|-----------|------|---------|
| 3. 出席した委員 | 委員長 | 藤井本 浩 |
| | 副委員長 | 吉 村 始 |
| | 委員 | 西 川 善 浩 |
| | 〃 | 柴 田 三 乃 |
| | 〃 | 坂 本 剛 司 |
| | 〃 | 杉 本 訓 規 |
| | 〃 | 奥 本 佳 史 |
| | 〃 | 谷 原 一 安 |

- 欠席した委員 な し

4. 委員以外の出席議員 議 長 川 村 優 子

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

- | | |
|----------|---------|
| 市 長 | 阿 古 和 彦 |
| 副 市 長 | 東 錦 也 |
| 教 育 長 | 椿 本 剛 也 |
| 企画政策課長 | 西 川 直 孝 |
| 総務部長 | 林 本 裕 明 |
| 総務課長 | 吉 村 浩 尚 |
| 総務課主幹 | 堀 川 雅 樹 |
| 財務部長 | 米 田 匡 勝 |
| 財政課長 | 内 蔵 清 |
| 税務課長 | 高 松 和 弘 |
| 市民生活部長 | 西 川 勝 也 |
| 保険課長 | 増 井 朋 子 |
| 保健福祉部長 | 中 井 智 恵 |
| 社会福祉課長 | 山 岡 邦 啓 |
| 介護保険課長 | 田 中 美 菜 |
| 地域包括支援課長 | 西 川 進 |

健康増進課長	松 本 育 子
こども未来創造部長	葛 本 章 子
子育て支援課長	油 谷 知 之
こども・若者サポートセンター所長	川 崎 圭 三
こども・若者サポートセンター主幹	鬼 頭 卓 子
産業観光部長	植 田 和 明
商工観光プロモーション課長	増 田 智 宏
都市整備部長	安 川 博 敏
建設課長	西 川 好 彦

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板 橋 行 則
書 記	神 橋 秀 幸
〃	岸 田 聖 士
〃	西 邨 さくら

7. 付 議 事 件（付託議案の審査）

議第52号 令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決について

議第53号 令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

議第54号 令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決について

開 会 午前9時30分

藤井本委員長 ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しておりますので、これより予算特別委員会を開会いたします。

連日、委員会が進んでおります。今日も早朝よりご参集いただきましてありがとうございます。今日朝、家を出るとき、私はこんなことを思っていました。もう間もなくすると市制20周年ということで、記念事業等もあるわけですが、ちょうど20年前も各町で、まだ町でございましたので、最後の議会というものをやっていて、その中での予算のことについても話をしていました。当時の予算については、ちょうど9月末まで町で、10月以降が市ということで、いわゆる半期半期のこういう予算であったかと思います。あれから20年がたったわけで、来月20周年を迎えるわけですが、これも1つのお祝いと言っているのか、おめでたいことで、20周年という言葉どおり、葛城市においていいまちにますますなっていくように、また今日の委員会でも活発にご意見いただきますようよろしくお願いいたします。

発言される場合、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押してからご起立いただき、必ずマイクに近づけてからご発言されるようお願いいたします。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきください。

委員会の会議進行については、適宜休憩を取りながら、理事者側の出席職員についてもあまり人数が多くならないよう、順次入替えを行いながら進めていきたいと思っております。委員各位にもご協力をお願いします。

発言につきましては、簡単明瞭にいただき、会議時間の短縮にご協力いただきますようお願いいたします。

ここで予算特別委員会の開会に当たり、事前に進行及び審査方法等について確認したいと思っております。

まず、審査の順につきましては、お手元に配付の予算特別委員会次第の記載の順番に1議案ごとに上程し、採決まで行います。

一般会計補正予算の審査方法についてでございます。今回の補正予算の範囲は、歳出で6款まででございます。提案理由については、一般会計補正予算の歳出歳入を一括で説明を受けます。そして、質疑については、まず歳出の2款、3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分、歳入の20款3項4目過年度収入、介護保険課、子育て支援課、こども・若者サポートセンター分の部分について質疑を行います。2款、3款、4款の質疑が終了いたしましたら、理事者側の職員の入替えを行い、歳出の6款とその歳出に関連する歳入の部分、及びふるさと応援寄附業務委託についての債務負担行為補正の部分について質疑を行います。そして、歳出の6款までの質疑終了後に、一般会計補正予算の質疑を終結し、議員間討議、討論、採決を行います。

特別会計補正予算については、これまでと同様に1議案ごとに歳出歳入を一括で説明を受け、質疑を行い、議員間討議、討論、採決を行います。

今、早口で申し上げましたが、何かご意見ございませんか。ご理解いただけましたか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、そのように委員会運営を行いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件の議事に入ります。

議第52号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

米田財務部長。

米田財務部長 皆さん、おはようございます。財務部の米田でございます。よろしくお願いいたします。

上程となっております議第52号、令和6年度葛城市一般会計補正予算（第3号）について簡潔にご説明申し上げます。

まず初めに、補正予算書の1ページをお願いいたします。第1条でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,844万1,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ181億6,602万円とするものでございます。また、第2条では債務負担行為の補正、第3条では地方債の補正でございます。

それでは、補正予算書の4ページをお願いいたします。第2表、債務負担行為補正でございます。追加といたしまして、ふるさと応援寄附業務委託で、期間が令和7年度から令和9年度、限度額は1億9,500万円でございます。

続いて、補正予算書の5ページをお願いいたします。第3表の地方債補正でございます。1番、変更で、歳出予算の補正に伴いまして限度額の補正を行うものでございます。補正前の限度額に510万円を増額するもので、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、事項別明細書の7ページをお願いいたします。歳出よりご説明させていただきます。2款総務費、1項1目一般管理費で、補正額は120万円、また5項3目市長選挙費で、補正額は137万6,000円でございます。いずれも10月からの郵便料金改定によるものでございます。

続いて、3款民生費、1項5目老人福祉費で、補正額は117万7,000円で、主には介護保険システム改修における事業精算に伴う国庫補助金返還金でございます。それから、7ページ下段から8ページにかけましては、8目福祉推進費で、補正額は682万円でございます。福祉総合ステーションにおきまして、施設管理機器の不具合が生じたことから入替え工事を行うものでございます。

次に、1つ跳びまして、4項1目生活保護総務費で、補正額は173万4,000円でございます。制度改正に伴いまして生活保護システムの改修を行うものでございます。

続いて、4款衛生費、1項1目保健衛生総務費で、補正額は63万5,000円でございます。橿原市休日夜間応急診療所における小児深夜診察負担金の追加でございます。同じく5目の母子保健事業費で、補正額は231万円でございます。産後ケア事業における利用人数の増加

に伴う追加でございます。

9ページをお願いいたします。6款土木費、2項4目国鉄・坊城線整備事業費で、補正額は88万8,000円でございます。事業進捗に伴いまして道路用地を購入するものでございます。

続きまして、歳入でございます。事項別明細書の6ページをお願いいたします。14款国庫支出金、2項3目衛生費国庫補助金で、補正額は115万5,000円で、こちらは歳出の産後ケア事業の追加に対する2分の1国庫補助でございます。17款寄附金、1項4目総務費寄附金で、補正額は300万円でございます。企業版ふるさと納税といたしまして、南都銀行より寄附をいただいたものでございます。

続いて、20款の諸収入でございます。3項4目過年度収入で、補正額は276万6,000円でございます。令和5年度事業実績に伴う追加交付でございます。

続きまして、21款市債でございます。1項2目民生債で、補正額は510万円でございます。福祉総合ステーション施設管理基金の工事請負費に起債を充当しているものでございます。

以上で、一般会計補正予算（第3号）につきましての説明を終わらせていただきます。ご審査賜りますようよろしくお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明願いました本案に対する質疑に入りますが、先ほど冒頭で説明させていただきましたとおり、まず歳出の2款、3款、4款と、その歳出に関連する歳入の部分、歳入の20款3項4目過年度収入、介護保険課、子育て支援課、こども・若者サポートセンター分の部分についての質疑を行います。よろしくお願いします。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

坂本委員。

坂本委員 おはようございます。今日もよろしくお願いします。

まず、7ページの3款8目福祉推進費、福祉総合ステーション管理運営事業、社会福祉課、14節工事請負費682万円の件ですけれども、これは具体的に、施設管理機器の不具合で工事するんだというお話でしたけれども、具体的に何が具合が悪くて工事されるのでしょうか、お聞きします。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

ただいまの質問でございます。こちらの費用につきましては、福祉総合ステーションに設置しております複合火災受信機の入替えのための工事請負費でございます。この複合火災受信機は、事務所に設置してあります受信機となりますが、各部屋等に設置しております火災感知器、熱感知器だとか煙感知器が作動しますと、この受信機に信号を送りまして火災の発生を知らせる装置となっております、防火シャッターの開閉ですとか、あと空調の停止等にも連動しておる機械でございます。こちらの機械は定期的に点検しておるんですけども、その点検の際にこの信号等が受信できないという不具合を生じていることが分かりまして、今回、火災というところで、人命に関わるというところの中で補正に上げさせていただきました。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 ありがとうございます。普通、火災ガス受信機というと、一般家庭からするとえらい高いなという印象を受けるっちゃ受けまして。682万円の中には機器本体と入替え工事費、その全てが含まれていると考えていいのか、先ほど課長が話されましたけれども、この不具合は修理はできなくて、入替えしなければいけないと、そう考えていらっしゃるということでしょうか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。この点検の際に分かった時点で、まずは故障の部分の機器の修理というところで検討をしておったんですけども、いろいろ調べているうちに、年数がたっておりまして、その部品等の調達ができないというところが分かりまして、金額もそれなりの金額になりますので、いろいろほかに何か手だてがないかということを検討したんですけども、やはり最終的には機械全体をもう入れ替えるしか方法がないという結論になりまして、今回上げさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 坂本委員。

坂本委員 分かりました。これはもう防災の観点から言うととても重要な機械ですので、早くつけてもらって、安心安全に使ってもらったらいいかと思います。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 今の質問の関連でお伺いいたします。この補正額の財源内容から見ると、地方債と一般財源、恐らく75%の充当率に相当するかと思うんですけども、この75%というのは、令和6年度で総務省の充当率の表で調べたら、これは一般単独事業になるのか、あるいは防災基盤整備事業、どちらに入る起債なのか、これだけ確認します。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問ですけれども、防災の関係ということで防災対策事業債のほうになります。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 そうしたら、これって緊防債との比較、緊防債を使えるのかどうか分かりませんが、使えたとしたら、こちらのほうが有利だったという解釈でよろしいのでしょうか。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 ただいまのご質問ですけれども、緊急防災・減災事業債というのは、機能強化を伴う場合は緊防債でいけるんですけども、この場合は機械の更新ということですので、その場合は防災対策事業債となります。緊防債のほうは100の70、防災対策事業債のほうは75の交付税措置が30と、このようになっております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 ありがとうございます。機器の更新には使えないということですね。了解しました。

藤井本委員長 ほかに。

杉本委員。

杉本委員 これが今補正で上がってきているということは、それは絶賛、今も故障中ということですか。それって何て言うんですか、先ほど聞いたやつやったら、大丈夫なんかなと単純にね。今壊れている状態ということですよ。今何か起こったときに、シャッターとかも反応しやんとおっしゃったと思うんです。それって補正とか上げてくる前に、もう専決でも先にやらな、防災のことやから先にやらなあかんのかなと僕は思ったんですけど、その辺の見解、なぜ補正を上げてきて、今はどういう対処をしているのか、お願いできますか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。よろしくお願いします。

確かに火災というところの観点で、素早く対応するということが必要であるかと考えている中で、点検の中で一旦分かってきた中で、我々も片やお金をかけずにやるということと、片や早く対応させていただくというところの中で、早急に対応させていただいている中で、今の時点では機能してないんですけども、早急というところで、一番近い補正の時点で上げさせていただいたということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 ちゃんと考えてやられているのは分かるんですけども、ただ、今この瞬間に何かあった場合は大丈夫なんですかねと思っちゃうんですよ。そのためにしているんでしょう。防災というと、火事やったりとか、何かあったときのためにつけているわけじゃないですか。それは1日でも空白があったら駄目だと思うんですけども、そんなことはないんですか。僕はそう思うんですけども。今日この瞬間に何かあったときに、例えばですよ、何かあったときに、これが壊れていたからこんなことになりましたとなるような気がしてしゃあないんですけども、それやったらもう先に、補助の関係もあると思うんですけども、やるべきやったんじゃないのかなと思うんですけども、その辺の見解は大丈夫なんですか。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 確かにおっしゃるとおり、本当に一刻も早く、万が一起こるか分からないという点では、本当に今現在でも、あしたというところでも気になる部分ではあるかと思います。ただ、実際それがどういう形で、故障の原因等々も調べるに当たっては、我々素人だけでもなかなか難しい中で、やはり予算として上げさせていただく過程の中で、これだけの時間がかかってしまったことは申し訳ないんですけども、我々として最短の時間でさせていただく中で、ここに至ってしまったということに関しましては申し訳ないんですけども、我々としてできるだけ早く対応させていただきたいというつもりの中で、ここで上げさせていただきました。

以上でございます。

藤井本委員長 最後になるな。今の件、副市長か市長。

市長。

阿古市長 本当にご指摘ありがとうございます。これから専決という方法も前向きに考えていきたいと思っています。リスクに関する考え方なんです。例えばの話、ちょっと例は違いますけれども、東南海地震が30年以内に70%以上の確率で起こるという話があります。その中でいろんな減災処置として、建物の耐震化等、全ての事案について対応しています。これは明日あるかも分からないというそのリスクを背負いながら、最短の時間でいろんな準備をさせていただくという考え方でございます。

ですので、それが今の事象とまるっきり同じであるかということとは言えませんが、リスクに関する考え方は、やはりそれを修繕するに当たっても、新たなものを準備するに当たっても、その期間というものは存在するのかなと考えておるところでございます。ただ、その期間につきましては、最善の注意を働かせながら対応するしかないのかなという考え方を持っております。ただ、専決というやり方というのは、行政内部でも検討は実は致しております。ただ、9月議会が近かったこと等もございますので、これは補正予算として上げるべきだという判断の中で、今回上げさせていただいているということでございます。

以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 専決も踏まえて考えた結果これということなんですけれども、今さらもうやいやい言うてもしゃあないんですけど、できるだけ一日も早くということをするしかないんですけども、次からこういうことがあったときは、やっぱり1日でも空白がないように、そう努力されているし、補助の関係とかもいろいろ考えてもらった上で話させてもらっていますけれども、今おっしゃったみたいに、地震に関してもいつあるか分からんわけじゃないですか。たまたまそこにどんびしゃにあったら、もう目も当てられん、今までせっかくあったものが動いてませんねんと言ったら話にならへんと思うんです。そういう意味でも、予想できひんという意味でも、1日でも空白があったらまずいと思うので、しっかりと迅速にやっていただきたいなと思います。僕からは以上です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 よろしく申し上げます。7ページの3款民生費、1項社会福祉費、5目老人福祉費の中の介護保険特別会計繰出金、及びその下の6目介護保険料助成費の介護保険助成費繰出金、それぞれ補正が出ておりますが、その補正の理由、具体的にこういう事業、あるいはこういう助成費でこれだけの需要増があったのでということで、もう少し詳しく説明願えませんでしょうか。

それから、8ページです。3款民生費、4項生活保護費、1目生活保護総務費の生活保護総務事業の中にあります委託料ですが、生活保護システム改修委託料とありますが、制度改正に伴うシステム改修かと思いますが、どのような制度改修があって、こういうシステム改修になっているのか、お聞きします。

以上、3点です。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしくお願いいたします。

まず、介護保険特会に繰り出す繰出金23万9,000円ですけれども、こちらは令和6年10月の郵便料金改定による通信運搬費の年間見込額の不足分を計上するものです。介護保険の資格及び給付に関わる郵送料が3万1,000円、介護保険料賦課事務に関わる郵送料が5万3,000円、要介護認定に関わる通知・勸奨等の郵送料が15万4,712円で、合計で23万9,000円となっております。

それから、もう1点です。191万6,100円の内容です。内容としましては、令和5年度低所得者保険料軽減対象者の人数が確定しましたので、国・県低所得者保険料軽減負担金精算処理による追加交付を受け、市の負担分と合わせて一般会計から介護保険特別会計に追加繰り出しするものです。負担割合は、国2分の1、県4分の1、市4分の1となっております。国が98万220円、県と市が49万110円ずつで、国と県は過年度収入からとなっております。

以上でございます。

藤井本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡でございます。

生活保護の改修費用でございます。こちらは本年3月の国の会議の中で制度改正の内容が示されたものとなりますけれども、システムの開発が6月の補正時に間に合いませんで、今回9月というところで上げさせていただいております。

大きく2つの改修内容がございます。1つは就労自立給付金の拡充ということで、現在就労した際に、生活保護を必要としなくなった場合に給付金を給付する制度があるんですが、就労する際の本人の状況に応じて給付金の金額を拡充するという制度がありまして、それに伴う制度改正ということです。もう一つは、生活保護世帯の子どもが高校卒業後に就職する際に、新生活の立ち上げ費用に対する支援として就職準備給付金を給付するという新たな制度というところができまして、それに対応するためのシステム改修というところの、この2点の制度改正によるシステム改修ということになります。

以上でございます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 今の若干関連にも含まれますけれども、この総務費からずっと今回、通信運搬費というところの増額補正がもうかなりの数に上がっております。トータルとしてお伺いしたいんですが、まず、これは郵便料金値上げに伴うものなんですけれども、今年度の全ての庁舎内での郵便に関するところの値上げに関する補正の額、予想で結構ですので、予想というか、予算として幾ら見ているのか。あと来年度1年間をこのまま値上げなしとした場合は、年間で幾らの増額になるのか、まずこれをお願いします。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員のご質問ですけれども、補正額につきましては、介護保険の郵便料金の値上げに伴う23万9,000円の繰り出しを含めまして、今回の補正は全体で315万5,000円、このようになっております。

藤井本委員長 来年度のお話も出ていましたので。

林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。一部の事業を除きまして、全体の郵便物を取り扱っておりますのが総務課ということになりますので、私のほうから答弁させていただきます。

今回10月から郵便料金、結構大幅な値上げということで、それに伴いましては、今後、来年度1年間のというのは、またこれから積算をしていかないと分からないんですけども、まずは庁内において、全庁的にこの郵便物の発出方法、これについてはほかに代替手段がないであるとかそういったこと、例えばデジタルによる通信方法ができるのかできないのか、また細かい事務改善的なもの、今まで定型外で出していたものを折り畳んで定型で収まるようにするとか、そういった事務改善も全体的にアナウンスして、今後積算に向けて、少しでも縮減できるように考えていきたいと考えております。

あと、もう1点、新しく電子契約のほうも今年度から導入しますので、その点についても効果を期待していきたいと考えております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 来年度のやつは、もう分かりにくい、予測しにくいのは分かりますけど、単純に今年度半期なので、その倍としても結構な金額になりますよね。今、総務部長からお話ありますように、デジタル化もこのところは絶対必要になってくるんです。全国でどうやっているかというのを調べてみました。ショートメッセージで対応しているケースが結構ありました。ただ、問題が1つあって、LGWANの中から送れないんですよ。そこをクリアする方法はないかと調べると、実は刈谷市がそういうシステムを使っていました。もうご存じかもしれませんが、「C u e n o t e S M S f o r L G W A N」という民間サービスですけども、これであればLGWAN網内から外に対してショートメッセージを送れる。それに対して郵便の発送料金を抑えるという発想ですね。だから、そういう形で今後のデジタル化に関して、いろいろまだシステムはほかにあると思いますけども、何とかしていかないと郵便料金は恐らくまだどんどん上がっていくと思います。当座の代替としてであれば、民間の物流サービスのほうでメールのサービスはありますけども、それもいつまで安いかわかりませんので、できるだけ早くにデジタル化の移行をお願いしたいと思います。もうこれで結構です。

藤井本委員長 ほかに。

西川委員。

西川委員 おはようございます。8ページの4款衛生費の保健衛生総務事業、小児深夜診療の負担金、これは榎原の小児科の深夜に診てもらうところやと思うんですけども、63万5,000円、負担金も増えているということは、多分中南和の施設、30市町村が対象になっていると思うんで

すけど、これはどういう形で負担金の割り振りというのをされているのかというのをお聞きしたいです。

それと、母子保健事業の産後ケア事業、12節の委託料、産後ケア事業委託料で、これも補正で231万円なんですけども、多く利用されているということは、サービスとしてはいいのかなと思うんですけど、委託されているところが多分施設、何施設かあると思うんですけど、これを均等に委託先に全部やられるのか、その内訳ですよ。それを教えてほしいです。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

まず橿原市の休日診療所における小児深夜診療に係る負担金の分ですけれども、割り振りますけれども、負担金の額につきましては、参加しております奈良県の中南和30市町村が按分して拠出しています。具体的には、対象経費を小児深夜診療時間における参加する30の中南和市町村のそれぞれの小児科受診患者数で按分して算出した金額となります。

2つ目の産後ケアの委託先の内訳ですけれども、産後ケア、葛城市のほうは令和3年度の6月から開始いたしまして、最初は委託先の事業所が1か所でした。6年度に1件契約を結びまして、今8か所でやっております。ただ、そのときそのときの利用希望者とか、必要な方との面談によって、空いている事業所等を探してという形ですので、公平にはいってない部分があります。近隣の香芝市や広陵町で、今は葛城市内の事業所はどこも委託していない状態ですので、割と離れているところがありますので、件数としては均等に割り振れてはおりません。

以上です。

(発言する者あり)

松本健康増進課長 委託している件数はばらばらです。

(発言する者あり)

松本健康増進課長 金額ですか。一応上限を決めておりますが、今のところこの事業所も宿泊型、通所型、訪問型と全部同じ金額で委託はしております。

(発言する者あり)

松本健康増進課長 増額になった理由ですけれども、6年度の当初予算を組ませていただきましたときは、まだ5年度の実績が固まってない中で、一応利用状況等を見ながら5年度と同じぐらの利用料と見込んでおりまして、5年度の実績といたしましては、利用の実人数が59人、1人当たりの利用の平均金額が大体6万円、それで想定としまして6万円の60人を年間に利用されると見込みまして、369万円で当初予算を組んでおります。ただ、6年4月から6月の3か月でもう利用者が25人となりましたので、その計算でいきますと、1年間で100人と見込みまして、1人6万円の100人分の600万円、そこから当初の予算額369万円を引いた不足額の231万円が今回の増額補正として上げさせていただいた金額となります。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 まず、橿原の小児の深夜診療の件なんですけど、これは患者数で按分されているというこ

とで聞いているんですけど、これは葛城市としては多いんですか。ちょっと分からないんです、その辺が。63万円というのは何人ぐらい通われているから増えているのかとか。それも多いのか少ないのかというのも、この数字では分からへんなと思っているんですけど。

それと、産後ケアの委託料なんですけど、増額理由については分かりまして、委託先も何件かあるということで、これも今見させてもらったら奈良市とかもあるんですね。だからなかなか利用される方が少ないというところで、そこにはなかなか行きづらいというところなんですけど、宿泊型、通所型、訪問型とあるんですけど、利用される方の割合ってどれが一番多いのかというのも教えていただけますでしょうか。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 令和5年度の実績といたしましては、宿泊のほうが28泊利用されました。通所型が54日、訪問型のほうが89回となっております、利用の割合といたしましては訪問型が今一番多いかと思われます。

次に、小児深夜の人数ですけれども、橿原市の小児深夜診療に係る分の小児受診者数、5年度で1,043人、そのうちの96人が葛城市の小児科で受診されております。それで1割弱です。

以上です。

藤井本委員長 西川委員。

西川委員 数字は分かりました。ありがとうございます。1割いうたら結構通われてんねなど、僕、もっと少ないんだと思ったんですけど、分かりました。

産後ケア事業委託のほうなんですけど、これが果たして、今度600万円に増額されて、利用されている方が多いというか、サービスを受けられる方は喜んでいると思うんですけど、これが実際のところ、さっきも部長の答弁もあったんですけど、なかなか遠いところとか、利用されにくいというところもあって、もうちょっと利用しやすい委託先というのを考えていかなんのかなとも思いますし、利用者にとっては負担のないように受皿が増えるほうがいいと思いますので、その辺はよろしく願いしたいなと思います。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 今、委託先のことについて8か所というふうにございました。それでお聞きしたいんですけども、宿泊とか、訪問というのはあまり関係ないと思うんですけども、通いだったらどうしてもそこへ行くということになりますので、西川委員が今発言されたように近いところが望ましいと思うんですが、この8か所、一体どういうところなのかということについてお聞きしたいんです。場所、特定のお名前は結構なので、例えばどこどこ市とかということでも結構です。主に通いで利用されている産後ケアの委託先、それからもう一つ、葛城市内の事業所には委託できておりませんというご説明がありました。これは葛城市内にそういう事業所があるけれども委託ができてないのか、そもそもないのか、そこら辺を教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

委託先の施設でございますけれども、宿泊・通所・訪問型、トータルで8か所と委託しておりますが、そのうちの通所型を行っておられる事業所のほうが6事業所ございまして、広陵町、奈良市、香芝市が3か所、そして橿原市となっております。

2つ目の質問ですけれども、葛城市で事業所のほうは1つあると把握はしておるんですけれども、宿泊型をやっておられませんので、それ以外の受皿としては十分足りているということで、契約はまだしておりません。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 同じく産後ケアのことなんですけど、1歳未満のお子さんをお持ちのお母さんが利用できるというのは分かっているんですけれども、1人で何回利用できるのかというのを教えていただきたいのと、あと、どう言ったらいいのかな、例えばいろんな事情があるお母さんがいらっしゃると思うんですよ。例えば障がいのある方とか精神疾患のある方とかがお母さんになって子育てしていらっしゃるとか、経済的困窮されているお母さんが子育てしているというような、いろんな事情のある方が産後ケアのサービスを受けられると思うんですけれども、1歳までと今されているんですけれども、もしそれより先にまだ、何と言うかな、そういう支援が必要と市が判断した場合は、どういうふうに対処されているか教えてください。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 健康増進課の松本です。よろしくお願いします。

1人当たり利用できる日数ということなんですけれども、一応宿泊型が6泊、通所型と訪問型は7日と決めております。あと、事情のあるお母さんの利用ですけれども、基本的には1歳未満ということではありますが、市長が特に必要と認める場合は1年を越えましての延長と、あと回数の増加をできると要綱のほうで定めております。

以上です。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 ありがとうございます。宿泊6泊と通所と訪問が7日で、それで足りる方もいらっしゃると思うんですけど、今言ったようにいろんな事情がある方にとっては足りないというか、まだまだ支援が必要ということで、市長が許可すればということなんですけど、実際にそういう方が過去にいらっしやったのかということをお聞きしたいのと、あと、そういった方の場合とか、ほかでもなんですけど、ほかの機関との連携ということはどういうふうに行われているのかということをお聞きしたいです。

藤井本委員長 松本課長。

松本健康増進課長 3年度から産後ケアを始めておりますが、1年を超えて利用が必要と認めた方はございません。あと、6年度4月1日からこども家庭センターの設立が努力義務となっておりまして、葛城市ではこども・若者サポートセンターのほうで児童福祉の機能を、健康福祉センターの健康増進課のほうで母子保健の機能を担っており、連携型で葛城市こども・若者家庭センターとして対応しております。母子保健のほうも児童福祉のほうも一緒に、妊

妊娠期から出産子育て期、一貫して身近で相談に応じているということですので、常に連携体制はとって対応させていただいております。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 今のところ市長のところまで行く方がいらっしゃらないということなんですけど、声を上げられない方ももしかしていらっしゃるのかなと思って、その辺りは細かに見ていただきたいと思うんですけれども。あと、うちの場合はこども・若者家庭センターになったと思うんですけれども、今までできていた2つの機関が1つになって、総合的に見ていただけるといふ安心感もある一方で、今までのやり方が通常になっていて、その辺りがちゃんと連携取れているのかなというのを私自身心配なところはあるんですけど、まだ始まったばかりなので、注視していきたいと思っております。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 歳入のほうで6ページ、1点確認いたします。17款寄附金、4目総務寄附金、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業寄附金300万円、企業版ふるさと納税だと伺っておりますけども、まず確認したいのは、これが何に使われているのか。企業版ふるさと納税というのであれば、葛城市が主導して企業に対してこういう話に乗りませんかというふうに自ら情報発信されたのか、あるいは相手からお金をいただいたからこういうふうにするということなのか。この辺をお願いします。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課の西川です。よろしくお願いいたします。

この寄附金につきましては、奥本委員おっしゃるように企業版ふるさと納税の寄附金であります。今回の補正理由につきましては、令和6年6月に南都銀行様より寄附の申出があったため、今回補正予算を計上するものです。何に使われているかということなんですけども、こちらにつきましては、今回は子育てに係る各種支援取組を通じた人口増加事業に充当する予定です。これは南都銀行様からの申出がありましたので、それに充当するということです。

こちらからPRしたかという点なんですけども、そうではございませんで、南都銀行のほうで創立90周年事業の一環として、自治体の地方創生の取組に対して、企業版ふるさと納税を活用し総額1億円を寄附するといったことを報道発表されていますので、その中の一部ということになっております。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。南都銀行の創立90周年記念事業、これは「なんとミッション」というんですよね。調べる限り、県と県内39市町村に対してそれが配布されております。要は南都銀行のほうからこういうふるさと納税をやりますのでご自由にお使いくださいということなんですよね。

これまで私、過去の一般質問から予算決算、全ての段階で企業版ふるさと納税を使ったらどうですかって言ったんですけども、そもそもふるさと納税、これというのは企業にとって

非常にメリットがあるんですよ。まず、寄附することによって、通常の損金算入3割、それから企業版ふるさと納税の税額控除3割、今回特に、これは拡充延長されております、プラスふるさと納税の減税額30%、要はここだけで6割、トータルで9割が損金扱いできる、企業にとっては。だから1割だけでいけるんですよ。だから非常にメリットがあるので、南都銀行も今回大々的になんとミッションというのを進められているわけなんです。

これを今回拡充している形で、こういう子育ての支援って形に充てられるんですけども、そもそも制度の当初に遡っていったら、本当は総合戦略に係るところの地域計画なんですよ。地域再生計画に係る企業の寄附を募るという目的が、ミッションがあるんですよ。その間、再三申し上げてきましたけども、これまで葛城市は人材派遣型のふるさと納税しか適用されておられません。これというのは、市長は現場に対していろんなことをおっしゃっていると思いますけども、アイデア次第なんですよ。何回も申し上げますけど。だからアイデアやって、これに乗ってくれるところはありませんか、駄目だったら次のやつをどんどん提示していく。そうやっていくと、葛城市も新しいことがどんどんできるわけなんです。言ってみれば、どれだけアイデアを出せるかなんです。

市長にお伺いしたいんですが、やはりまちづくりということを考えた場合、せっかくこういう有利な制度があるんだから、どんどん積極的にアピールして、うちはこういうことを考えています、こういうことをやりたいんです、乗ってくれませんかというのをアピールせんと駄目だと思うんです。残念ながら、この8年間何もございませんでした。それに対して、市長、どうお考えですか。

藤井本委員長 市長。

阿古市長 まちづくりということなので、まちづくりは総合戦略でございますので、分野はもう多岐にわたります。ですので、多岐にわたる分野の中でバランスを取りながらまちづくりを進めていきたいと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 アピールというお話が、どうでしたかというお話が出ていますので。

阿古市長 アピールと言ったかて、葛城市、結構、今、何て言いますか、子育てしやすいまちやとか、住みやすいまちという、そのアピールというのはもう全国的にも通っておりますので、ですから、1企業に対して、いろんな企業に対しての取組はどうですかという意味なんですかね。そやから、アピール自身はできているのかなと思うんですけど、各企業ごとにつきましては、企業にお伺いしてというのは、全部の企業にお伺いするわけでございせんから、年始でありますとか、折々に用事があるときに、いろんなお話をさせていただくということはあるんですけども、ふるさと納税してくださいと云ってのアピールというのは、なかなかそれだけでお伺いしたことはないのかなと考えております。

以上でございます。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 子育てしやすいまちというのを筆頭に説明されましたけども、この制度を利用したら、もっと拡充できるんですよ。もっと葛城市に住んでみたいと思えるようなまちにできる積極

施策なんですから、それを使っていけないというのは非常にもったいない。そもそも補正予算で上がっているというのは、南都さんからこういう制度がありましたから使ってくださいよというので、要するに後付けで、そうしたら私らは乗ります、これに使いますということなんですけど、企業版ふるさと納税というのは、補正でそもそもやるべきものじゃなくて、当初予算で年間できるかできへんは別として、これだけやりますという意気込みを本来載せるべきだと思うんですよ。だからあまりにも後手後手になっていて、話があったら乗るというのは、これはやはり今後のまちづくりにおいて非常にもったいないという気はしますので、続き、どうなるか分かりませんが、その辺は心してやっぱり使ってください。この制度にも期限ありますので、使えるうちに使わないともったいないので、よろしくお願いします。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 少し関連なんですけれども、この補正予算書の見方にも関わることですけれども、8ページ、3款民生費、2項児童福祉費の1目児童福祉総務費のところを見ると、補正額の財源内訳のところに、その他でここに300万円が入っていると。歳入歳出を合わせるわけですから、この300万がどこに入っているかというのは、その他ですよ、寄附ですから。それがここに入っていると。そうすると、先ほど、これは通信運搬費に22万7,000円ほど児童福祉総務費で使われているわけですが、残りは多分一般会計に繰り入れるんでしょうね。三角がついて287万1,000円繰り入れるということで、そこに入っていくのかなと思うんですが、こういう理解でいいのかどうか、表の見方として教えてほしいのと。

先ほど南都銀行からの寄附の目的、目的の使用に対して、こういう処理の仕方が、私、ちょっと違和感を逆に感じたんです。そういう企業版ふるさと納税の寄附金でいただいたから、それだったら例えば教育基金なり別の枠で使えるような形のほうが望ましいのかなと。一般会計にぽんと入って、何に使われるか分からないということではないとは思いますが、確かにその名目を出していかれると思うんですが、分かりにくい財源の内訳になっていくのかなと思いますので、そこら辺のお考えを教えてください。

藤井本委員長 内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。よろしくお願いいたします。

ただいまの谷原委員のご質問でございます。8ページのこの300万円の表示なんですけれども、企業版ふるさと納税300万円を3款2項3目の保育所費のほうに充当しておりますので、ここには印刷はされてないんですけれども、300万円というのが特定財源として出てきております。印刷されておられませんけども。その300万円というのが一般財源が助かっておりますので、マイナス300万円というふうに一般財源のほうはなります。ですので、合計のほうで300万円がそのまま300万円、それから一般財源のほうで12万9,000円とマイナス300万円ですので、合計してマイナスの287万1,000円と、このように表示されております。

以上です。

藤井本委員長 西川課長。

西川企画政策課長 企画政策課、西川です。よろしくお願いいたします。

こちらのふるさと納税につきましては、葛城市の地域再生計画であります葛城市まち・ひと・しごと創生推進計画において、ふるさと納税を使う場合はこういう事業に充てなさいといったものが示されております。例えば今回でしたら、子育てに係る各種支援取組を通じた人口増加事業、また観光業を基幹とした産業の振興事業、次に地域コミュニティの強化を通じた地域の紐帯の強化事業ということで決められておりますので、これを例えば教育基金にといった使い方はできません。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 使い方が決まっているということなので、300万円については、ここに印刷されていないところに何か使われたということと、今、内蔵課長のほうから言われたように思うんですけど、そもそもこの補正予算の中で記載がないということは理解しにくいんですけど、だからこの300万円がどう使われたか、目的がこういうことに限られているということであれば、それが使われたところがきちっと出てこないと追えないので、何らかの形で予算書に説明していただくものじゃないかと思うんですけど、なぜこういう形になっているのか理解できないんです。少なくとも議会に対してそういうことを説明していただかないと、この表だけでは正確に理解できないお金の流れになっているなと思いましたので、そこら辺はどうかお聞きします。

藤井本委員長 もう少し分かりやすく。

内蔵課長。

内蔵財政課長 財政課の内蔵です。すみません。300万円というのが、3款2項のここに3目保育所費の歳出の補正予算があれば表示は出てくるんですけども、3目保育所費の補正がございませんので、そもそも歳出のところに保育所費の補正が出てこないんです。ここには表示はされていないんですけども、その300万円というのは保育所費のほうに充当しております。特定財源として。300万円というのが一般財源でしたので、それは財源振替という形で、見えてないんですけど、そのようになっているんですけども、合計だけ補正予算書上で出てきますので、このような表示となります。よろしくお願いします。

藤井本委員長 分かりましたね。保育所費の補正がないということやね。それを新しくこれに使うというのは載ってないけども、保育所費で使っているということやね。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 珍しく時間がありそうなので、あまり聞けへんことを聞かせてもらおうかなと思うんですけども、まず、これだけ皆さんに集まっていたいて、議員の皆さんにも集まってもらって、頑張って質問するぞと思いながら来たんですけど、今回少ないような感じがするんです、補正が。これをどう捉えたらええのかというのを教えていただきたいんです。一般予算で順調に進んでいますよとかいう考え方もあるでしょうし、こんなものですよという考え方、これは今後の参考まで教えていただきたい。補正が少ない、補助金の関係とかもあると思うんですけども、その辺の考え方というか、勉強のために教えていただきたい。

もう一つは、先ほども、予算は関係ないかも分からないんですけども、よく出てくる言葉が、市長の許す限りとか、市長が認めるものとか出てくるんです。先ほどもおっしゃったと思うんですけども、いろんなところに出てくるんですけども、それってどんな感じで市長は決めてはるんですかね。というのも、例えばでいいんですけど、僕はいろんなところで見るとはるんですけども、市長が決めてくれたらもっと幅広くできんのかとか、いろんな考え方があると思うんですけど、今どんなところでそれを使われているのか。全然使われてない可能性もあると思うんですけども、市長の許す限りというのがあまりよく分からないんですよ。今、例えば阿古市長はこういう考えでやっているとか、例えばこういうケースがありますよというのを1回聞かせただけいたら助かります。いつも聞けへん質問で申し訳ないんですけど、お願いします。

藤井本委員長 まず、財政当局で答えてもらおうか。

米田財務部長。

米田財務部長 財務部の米田でございます。どうぞよろしくお願いします。

まず、いつもに比べて補正予算が少ないように感じるとおっしゃいますけれども、多いときもあれば、当然少ないときもございますので、特に何か操作して少なくしているとか、そういうことはございませんので、今回、私も9月の補正予算の内容を見させていただいた中で、私も杉本委員が感じておられるように、例年の9月の補正予算の内容に比べて、いつもよりは少ないのかなとは私も実際感じてはおりますが、たまたま今回はそういうふう感じられるような補正予算になったというご理解でよろしく願いいたします。

藤井本委員長 たまたまというね。

市長。

阿古市長 補正が多いとか少ないとか、実はあんまり思っていなかったもので、必要なものは上げるという考え方なので、ただここ数年考えてみますと、印象としてはコロナがありましたので、コロナに対する何か国の支援がその都度その都度出てきて、それが意外と大きい金額で補正してきたようなイメージというのはあるのかな。ですから、印象的にはそういう印象が入っているのかなということを今質問されたので考えていたんですけど、意図的に何かやっているとかいうのは全くありませんで、必要なものは上げる、必要のないものは上げないということでございます。

それと、条例等に市長の許す限りとか、確かに市長判断の部分があります。これはその条例が必ずしも100%をカバーできるという考え方には立っていないというところに私はあるのかなという理解をしております。例えば、本来その条例の持つ意味の中で、いやこの人は条例の中では範疇外になる可能性があるけども、内容自身はその条例の趣旨に沿った内容であると考えれば、それは、まず担当部署のほうで相談を受けられて、そして上のほうに上げられてくるという手続になります。ですので、その事情を確認させていただいて、これは市民の皆さん方にも、また議員の皆さん方にもご理解いただけるという判断のもとに、やはりこれは必要であるという許可をさせていただくような手続になると思います。

それが過去にどれぐらいあったのかというのは、すみません、私の記憶の中では、これを

言えばいいなんていうのは浮かばない、申し訳ないです。突然のご質問なので。事前質問
やったら、またちょっと考えておきます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 多い少ないはもうたまたま、何と言うんですか、当初予算で順調にいつているんですとい
うイメージで僕はお聞きしたので、操作しているとか、そんなんじゃないですよ。ただこれ
だけ集まってはるから、いっぱい質問したいのに項目が少なかったらできひんなと思ったか
ら、単純な質問でさせてもらったんですけども、全然操作しているとか、そんなん思ってい
ないです。

市長の許す、認めるものというのは、後でいいので、公表の場とかでなくていいと思うん
で、考え方によっちゃ市長のあれで決まるものもあれば、幅広くとれるものもあると思う
ので、どういうところに、どういうタイミングで使われているのか、ちょっと1回、後でい
いので教えていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 後でというのは、後でやね。そんなんにないというイメージやね、今のを聞いていると。
市長の頭にもあまりそういうのはなかったよと、いわゆる例外規定やんかな。

杉本委員。

杉本委員 めちゃめちゃ前向きに考えたら、それをちょっと使えるところはないかなと探すんやけど、
どんなに使っているかというのは、あんまり分からなかったんでお聞きしたいというのもあ
るんで、僕個人的にもあれですけど、皆さんあまりこの質問は出たことはないと思うので、
どこかのタイミングで言えるんやったら言うていただいたら、暫時休憩してでもいいと思
いますけども。

藤井本委員長 それはすぐに出ないでしょう。質問の方もおっしゃっているように、後でどこかのタ
イミングを見てお示してください。だから後日、すぐに出ないねんから。後日で結構です。
ほかに。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑もないようですので、歳出2款、3款、4款に関連する部分の質疑を終結いたし
ます。

ここで職員の入替えを行います。暫時休憩いたします。

休 憩 午前10時37分

再 開 午前10時50分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、歳出の6款とその歳出に関連する歳入の部分、及びふるさと応援寄附業務委託につ
いての債務負担行為補正の部分について質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷原委員。

谷原委員 4ページの第2表、債務負担行為補正ということで、追加、ふるさと応援寄附業務委託、
令和7年度から令和9年度までということで1億9,500万円、3年間分を、限度額ですけれ

ども設定するとなっております。お伺いしたいんですけれども、まだ決算がこれから審査ということで、令和6年度までのふるさと応援寄附業務委託については、まだ十分総括ができているということではないと思います、議会でね。なぜ9月段階でこういう債務負担行為補正が出てくるのか、決算を踏まえた上での議論にはならないので、これはどういう理由で9月に出されたのか。12月では駄目なのか。ここら辺の判断、どういう判断をされたのか。まず最初に、中身に入る前に、議会の審議の手続がありますから、そこら辺は、私、違和感を感じるので、この時期じゃないとあかんという判断だったのかなとは思いますが、ご説明がなかったのでよろしくお願いします。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課の増田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

現在のふるさと応援寄附業務委託につきましては、令和4年度から令和6年度の3か年度での債務負担行為を行いまして、プロポーザルによる業者の選定をさせていただいての契約でございます。その契約でございますが、今年度6年度末であります令和7年3月31日で契約期間が満了となります。令和7年4月1日以降も本業務を円滑に執行するためには、今年度中、令和6年度中に業者の選定を行いまして、契約いたしまして、令和7年4月1日からの業務に向けた準備を行う必要があるということで、このタイミングでの負担行為ということでございます。

以上です。

(発言する者あり)

増田商工観光プロモーション課長 プロポーザルによる業者の選定を考えておりまして、業者選定委員会のほうをやりまして、プロポーザルにも1月半ぐらいかかってしまいますので、準備期間も考えますと、12月議会では間に合わないということで、9月でということになっております。まだ6年度の途中でございますが、5年度決算が出るタイミングということもありまして、今のタイミングが適切なのかなということの判断でございます。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 12月議会で審議すると、プロポーザルですからある程度時間がかかりますよね、選定も、公募もせなあかんからということで、時間的な余裕が厳しいということで、この時期に、日程的には決算の前になるけれどもということで、それは了解いたしました。決算も出ていますから、あとはちょっと事前審査に少しなってしまうかも分からないので、それは委員長のほうからも、あるいは議長とかも了解いただいて、議論する上で令和5年度決算に触れざるを得ない場合が出てくるかと思しますので、それについてご了解いただけたらと思います。

委員長、よろしいでしょうか。

藤井本委員長 はい。

谷原委員 その上で質問させていただきます。1つは、ふるさと応援寄附業務委託につきましては、事務そのものは1社ということでしょうか。その1社でポータルサイト、決算の成果報告書

を見ますと、6社でポータルサイトを設けてたというのがあるんですが、できるだけ広くポータルサイトで紹介して、葛城市のふるさと応援寄附金を集めようということだと思うんですけど、ここら辺は債務負担行為補正でこの限度額になっていますけど、そこら辺の考え方はどうなんでしょうか。事務は1社で、例えばポータルサイト何社、それも今後ということなんでしょうか。今の時点では特になんないということなのか。そこら辺のことの、金額の問題で、1つそれをお聞きしたいんです。

それが1つと、それから決算で見ますと、事務費用として、大体、私、5,000万円ぐらいかなと、5,000万円、6,000万円程度までなんかなと思っていたんです、これまで。だから、これを見ると3か年で1億9,500万円やから、大体1年間当たりすると6,500万円ぐらいになるのかな。1年間当たり6,500万円ぐらいの委託料になると思うんですけども、過去の実績から見て多いのではないかなと。その意味では意欲的に、これだけ集めるからこういくんだというふうな意気込みかなとも思うんですけども、だからポータルサイトの数を増やしたりとかすることでこういう金額になるのか、そこら辺、ちょっと内訳を教えていただけたらと思います。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目の質問でございますが、2社のほうで契約させていただいておまして、ポータルサイト数につきましては、現在9社でございます。

2つ目でございます。合計1億9,500万円となっておりますけれども、積算の根拠といたしまして、令和7年度の寄附額の予想が1億2,500万円、令和8年度が1億3,000万円、令和9年度が1億3,500万円と、それぞれの合計の50%が事務費ということで、1億9,500万円という内訳になっております。

以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 令和5年度の決算を見ますと、1億円に達しなかったんですかね。見るとね。だから、次期3期はかなり意欲的な数字だということで、一応これは上限額ですので、プロポーザルの結果でどうなるかあれですけども、そういう見込みがあると、そういう意気込みだということで了解いたしました。

藤井本委員長 ほかに。

奥本委員。

奥本委員 予算の債務負担なんで、見込みだけお伺いしたいんですけども、あくまでも向こう3年間の予測値に基づく金額ですよ。先ほど各年度ごとの売上げと事業費にかかるところは50%という形で説明いただきましたが、お伺いしたいのが、予測値で結構です。この3年間で市民税のマイナス額ってどれくらい見込んでいるか、それに対する国から補てんされる額を除いた純粋な歳入としての予測値というのが、分かるようであれば教えてください。

藤井本委員長 高松課長。

高松税務課長 税務課の高松です。どうぞよろしくお願いいたします。

ただいまの奥本委員の歳入の関係でございます。3年の見込み値ということでお話をいただいておりますが、今現在、5年度の決算ベースになるんですけれども、その状況をまず報告させていただきたいと思います。ふるさと納税に係る市民税の影響額でございますが、令和5年度分としましては、他市への寄附総額が1億6,518万5,000円となっております、そのうち市民税の控除額としての影響額ですけれども、7,858万6,000円となっております。そのうち75%が普通交付税により補われるため、実質的な市民税の減少分といたしましては1,964万6,500円となっております。

今後につきまして、令和6年度ベースでいきますと、今現在で把握しておりますのが、市外へ寄附された寄附総額が1億8,700万程度で、影響額としては8,869万5,000円となっております。全体として大体2,000万円ぐらいの市税の減収分を見込んでおります。令和5年度で申し上げますと、かかった経費が決済手数料なり業務委託料で大体4,700万円程度なので、令和5年度でいきますと、応援寄附でいただいているのが9,079万9,000円ということなので、令和5年度でいきますと2,300万円程度のプラスになるので、今後も同様の推移でいけるのかなという状況でございます。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 若干決算に関わることで失礼いたしました。以前、市長がおっしゃっていたように制度的にやはり、市長に限らずほかの自治体の首長もおっしゃっているように、非常に制度的にこれを国がやることに對して私もおかしいと思うんですけれども、やらなかったらやらんでどんどんよそに、本来、葛城市がもらえる税収が減っていくということなので、やらざるを得ない状況で、ただ頑張っていただいて2,300万円程度の歳入増につながっているということなので、やはりやめるわけにはいきませんので、引き続きうまくいくようによろしく願いしておきます。

藤井本委員長 柴田委員。

柴田委員 私も関連でお願いします。今、ポータルサイトを見させてもらっていて、選べる使い道というのでいろいろ出ていると思うんですけれども、この仕組みが、私、よく分からなくて、ここに使ってくださいよということで寄附されて、それが確かに、何と言うのかな、ちゃんと使われているのかなというところが、どうやって見ればいいのかというところがあるんですけれども、そこを教えてください。

それから、他市のところを見ると、結構具体的な使い道を示していってるんですね。御所市とかだったら地域猫活動とかというのを上げていってるんですけれども、葛城市の場合はあまり特徴がないんですけれども、その辺りはどうやって決めていってるかというのを教えてください。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。

1つ目のほうでございますが、選べる仕組みということで、うちの市のところに寄附をいただいたときの仕組みということでよろしいですか。ざっくりとした表現でたしか上がって

いると思いますので、今後また具体的なものにするとどういった効果が出るのかとか、そういったところも他市のほうを参考にしながら研究させていただいて、より多くの寄附が集まるように検討させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 あと確認をどうするかという。

増田商工観光プロモーション課長 そちらにつきましては、一般財源として入っているということで聞いておりますので、現在のところは、具体的に個々に入れているという用途にはなってないということです。

以上です。

(発言する者あり)

藤井本委員長 だから、今おっしゃっているように、どこで説明しているとかでもいいから答弁してください。

(発言する者あり)

藤井本委員長 今の質問、時間がかかりますか。

(発言する者あり)

藤井本委員長 では、そういうご答弁をください。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 調べさせていただくお時間をいただきたいと思いますので、後刻また報告させていただきます。

藤井本委員長 分かり次第説明するということでいいですね。

柴田委員。

柴田委員 提案として、御所市の例を上げたんですけれども、地域猫活動に使ってくださいといって寄附いただいたのは、きっちりと地域猫活動に使われていまして、結構活発に運動されているという事例もありますので、葛城市も、もっと具体的にここに使いたいということを上げていただければ、それに賛同した方が寄附をしてくださって、寄附の金額も上がっていくのではないかなと思いますし、ポータルサイトには実績報告をするような箇所もあるんですけど、どこの市を見てもあまりしてないんですよ、実績上がっていますというのを。逆にこれを、具体的に使い道をやって、実績報告もしていけば、本当に賛同される方はいっぱい出てくるのではないかなと思っていますので、これは1つ提案です。

藤井本委員長 今、研究する言うたんか。研究する。

谷原委員。

谷原委員 今、すばらしい提案だと僕も思うんですけれども、このふるさと応援寄附業務委託事業で、プロポーザルされるときにいろいろ仕様書をつくられると思うんですよ。そこにこのアイデアをぜひ載せていただけないかなと思うんです。今、物が欲しいから寄附するという方もいらっしゃるんですけど、そうではなくて、志、クラウドファンディングのような形で、何らかの志にしたいという方も今非常に多いので、例えば葛城市のここ、ものではなくてこういう事業にというのを打ち出すと、市の特色もいろいろ出ようと思うんです。例えば相撲でも

いいし、二上山でもいいし、そういう資源を生かしたような、そういうのをぜひプロポーザルされるときの仕様書の中にお願ひできたらと思います。意見だけになりましたけど。

藤井本委員長 重複の、お二人の意見が出てますけど。

副市長。

東 副市長 ご意見ありがとうございます。ふるさと納税ということで、ちょっとでも我々は多く集めたいというか、してもらいたいという気持ちは議員皆さんと同じですので、今後、いろいろなことを研究してまいりたいと思います。

以上でございます。

藤井本委員長 よろしくお願ひします。

ほかに。

杉本委員。

杉本委員 ふるさと納税のことなんですけども、先ほど見込みをおっしゃったと思うんです。その意気込みと決意は分かるんですけども、何でそんなに上がるんですか。単純に。意気込みは分かるんですけども、今いろんなお話に出た新しいアイデアがあつてこそやと思うんです。業務委託ってどこまでを、僕、今詳しく分からないですけども、新しい商品開発、何て言うんですか、発掘であつたり、新しいアイデアを出すとか、そんなところは見てくれないんでしょうね、多分。こっちからの提案になると思うんです。どうなんでしょうね。だから、その辺が相重なつて、来年からはこの数字になります、再来年からこの数字やったら分かるんですけども、取りあえず来年はこれぐらい行きますというんじゃなくて、具体的に教えてもらわないと、その半分という計算やったら、あんまり上過ぎてもねと思うんですけど、どうでしょうかね。

藤井本委員長 増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田でございます。よろしくお願ひします。

先ほどのご質問でございますが、まず、ポータルサイトの増加ということと商品の増加、新商品の発掘・開発、こちらが一番、今までの3年度、4年度、5年度やってきた実績によりますと効果があるのかなというところで、業者ともそういったことでの戦略を立てさせていただいた上で、これまで上げさせてきていただいております。

業者なんですけれども、委託業者の方は、当然新商品の発掘であつたり、開発であつたり、あと協力事業者と関係を密にする中で、いろんな商品を増やしましょうよとか、こんな商品も出してくださいよとか、インターネット限定商品をこちらのほうにも持ってこれないですかみたいな交渉ももちろんしていただいております。そういったこともありますし、あと市内の事業者で非常に人気の高い商品も、今現在取り扱っていただくように交渉も進めているところでございます。新たな商品もどんどん増えていく見込みもありますので、盛り過ぎなんじゃないかというご意見も分らないはないですが、頑張っていきますので、以上でございます。

藤井本委員長 杉本委員。

杉本委員 そういう意味で言ってるんじゃないくて、根拠があったら教えてくださいって、盛り過ぎとかじゃなくて。分かりました。ほんなら、簡単に言うと、これから葛城市の新たな商品も開発する意欲があって、その見込みもあると。それで、過去から考えて数字が上がりやすい効果やから、今、既存の方も新しい商品をやって、それを続々載せますから乞うご期待ということではよろしいんですね。分かりました。ありがとうございます。

藤井本委員長 ほかに。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 質疑もないようですので、これで一般会計補正予算に対する質疑を終結いたします。
委員間討議を希望される方はおられますか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。
討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。
これより議第52号議案を採決いたします。
本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
（「異議なし」の声あり）

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第52号は原案のとおり可決することに決定いたしました。
ここで職員の入替えを行います。5分間で入替えしてください。
暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時12分

再 開 午前11時20分

藤井本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、議第53号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

西川部長。

西川市民生活部長 市民生活部の西川でございます。よろしくお願いいたします。

上程いただいております議第53号、令和6年度葛城市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について説明させていただきます。

補正予算書の1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ43万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ38億4,656万1,000円とするものでございます。

5ページの事項別明細書をお願いいたします。歳出から説明させていただきます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の11節役務費で153万6,000円の増額、同じく12節委託料で220万円の減額でございます。4款保健事業費、1項1目特定健康診査等の事業費の

11節役務費で22万5,000円の追加でございます。

戻っていただきまして、4ページの歳入をお願いいたします。3款国庫支出金、1項国庫補助金、1目社会保障・税番号制度システム整備費補助金で153万6,000円の追加、4款県支出金、1項県補助金、1目保険給付費等の交付で220万円の減額、7款繰越金で22万5,000円を追加するものでございます。

今回の主な補正理由でございますが、今年の12月より実施されますマイナンバーカードと保険証の一体化に伴い、被保険者に加入者情報を送付する予定をしております。当初予算では、加入者情報を保険証台紙の余白部分に印刷するようシステム改修費を計上させていただいておりましたが、その後のNR7での協議において、この加入者情報の送付は今回限りであり、システム改修をするよりA4用紙に印刷し郵送するほうが安価であるとの結論に達しました。したがって、今回の補正予算でシステム改修費の減額、通信運搬費の増額をお願いするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

奥本委員。

奥本委員 システム改修の減額補正ということで220万円、これは今年度の当初予算では、新規ということで、NR7のシステム改修費を見込んでたわけなんですけども、今説明あったように、それをA4のペーパーの配布にとどめたという、この決断はすばらしいというか、いいことだと思います。よく間違いやすいのは、企業でもそうですけども、何でもかんでもシステムを置き換えがちなんですよね。そうすることによって、結局手間のかかるようなことがどんどん積み重なって行って、改修費に反映される、そういったこともあって、継続して使えないという見込みが分かったということなんですけども、これはこれでオーケーです。

ただ、そうしたらそれが当初予算のときに何で議論されなかったか、何で今になったのか、ここなんですよね。補正予算に出てきた、減額したというのは評価するんですけども、これは本来当初予算のときに議論をしておくべきです。そこは何で議論されなかったかということと、あるいはどういう議論で当初改修が必要だと判断されたのか、そこをお願いします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。よろしくお願いいたします。

当初220万円のシステム改修費を計上させていただきましたのは、国のほうから加入者情報のお知らせを送るに当たって、様式として保険証の余白に印刷するか、またA4サイズで印刷するかという2つの案が提示されておりました。それで保険証の余白に印字してお送りすれば一度で済むということと、受け取った方も分かりやすいのではないかとということで、保険証の余白に印刷して送ろうということになりました。

そうしておりましたけれども、業者も含めて話し合いをしたところ、システム改修費がやはり大きいと、また1回限りの送付であるので、A4の紙に印刷して、また別の発送にはなるんですけども、そうしたほうがいいのではないかと提案を受けましたので、NR7で

7 団体で協議し、A 4 サイズにしようかということになりました。

以上です。

藤井本委員長 奥本委員。

奥本委員 お答えになってないと思うんです。当初から国がシステム改修と A 4 ペーパー配付のどちらにするかというのを提示してたわけなんですよ。それに対して、NR 7、広域クラウドの 7 自治体で協議した結果、システム改修にしようというふうになったんですよ。そうしたら、そのてんびんにかけてなぜシステム改修になったのか、どういう判断があったのかというところを今お聞きしていたわけなんですけど、今の話ではよく分からないです。

その辺を説明できないんであればいいんですけども、要は、当初予算に上げるのは、その辺を十分議論した上で上げるべきなので、補正で要らなくなったからやめますというもんじゃないと思う。実際、予算というのはこの辺が重要だと思いますので、当初でその辺の議論をやっておいてください。もうこれはもうほかの 6 団体共通のことだと思いますけど、やはりそうやって余計な仕事につながるようなやつというのは、当初予算はできるだけ排除していくというのも重要な考え方じゃないかと思うんで、その辺はもうくれぐれよろしく願います。もう答えは多分出ないと思うんで、これで結構です。

藤井本委員長 ほかに。

谷原委員。

谷原委員 同じ関連でということになるんですが、私の場合、これはマイナ保険証の利用ということで、12 月 2 日以降は保険証廃止ということに伴ってこの事務があるのかなと思っているんですが、全体像をまだ全然ご説明はいただいてないんです。予算だけで来たりとか、条例でとかいうふうなことになるので、一体この 12 月 2 日以降どうなるのかという全体像の中で、これがどういう位置づけなのかということをお教えいただけないでしょうか。

マイナ保険証を持ってない人にはこの資格確認のお知らせが届けられるのでしょうか。それとも、いやマイナ保険証をお持ちの方だけのことなんでしょうか。これは一体何でこういうことが今行われるのかという根本的なところをご説明いただけたらと思うんです。なぜこういう作業をやろうとしているのか、12 月 2 日から保険証が使えなくなるということの前提でこういう準備をやられているのか。この意味がよく分からないので、その全体像の中から今回のこういう作業が発生しているということをご説明いただけたらと思います。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 保険課の増井でございます。

まずマイナ保険証、12 月 2 日から健康保険証がなくなることによってどうなるのかということなんですが、国民健康保険に限って申し上げますと、現在交付している保険証というのが 8 月 1 日から来年 7 月 31 日までとなっておりますので、そのままお使いいただけます。しかし、従来の保険証というのは 6 年 12 月 2 日に廃止されますので、今年度が保険証の送付の最終となります。

保険証が廃止された以降どうなるのかということなんですけれども、まず、今回、加入者情報というのを国保の被保険者全員にお送りいたします。加入者情報をお送りする目的は、

医療保険者が把握している加入者情報をお知らせし、情報の正確性を担保して、安心してマイナ保険証を利用していただけるようにするものでございます。これが今年10月末までに送付する予定としております。

それと、あとマイナ保険証をお持ちの方についてなんですけれども、マイナ保険証をお持ちの方につきましては、今現在でもマイナ保険証を使って医療を受けていただくことができます。マイナ保険証をお持ちでない方につきましては、被保険者の資格を証明するために資格確認書というものを発送する予定となっております。マイナ保険証がなくても、その資格確認書を医療機関で提示いただくことで保険診療を受けていただけるということになります。以上です。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 マイナ保険証を持ってない方は資格確認書、将来的には、来年の7月末までで保険証、国民健康保険証の場合はそれが切れるので資格確認書が送られてくる、それを使うと。マイナ保険証の方はマイナカードで受診するということですが、加入者情報、A4の用紙ですけれども、これからどうなるんだということではいろんなことがちまたで言われているので、それで確認したいんですけど、マイナカードは券面に加入者情報は書いていませんよね。マイナカードは保険資格があるかどうかということは書いていません。それを持って医療機関に行って、1つは暗証番号を忘れたけども顔認証もできない、マイナカードはあるけれども、これだけではもうできないとか、あるいは、場合によっては読み取り機の故障とか、あるいはオンラインの不具合で読み取れないというときには、この加入者情報のお知らせというものがあれば受診できるという考え方でいいのでしょうか。

そこら辺が、何かそういうものがマイナカードの場合は発行されるみたいなことを、インターネットなんかの情報ではそんなのも飛び交ったりしているので、全体のことがまだ全然理解も、発表もないから分かりにくいので、それに当たるのかどうかというのが分からないのでお聞きしているんですけども、そういうものなのかどうか、その点についてちょっとお聞きします。

藤井本委員長 増井課長。

増井保険課長 マイナ保険証を持っておられても、その時によって読み取れないとか、暗証番号が分からないとか、そういった場合もあるかと思います。そういった場合は、スマートフォンをお持ちの方でしたら、スマートフォンの資格情報画面とマイナ保険証、マイナナンバーカードを提示していただくことで医療を受けていただけます。スマートフォンをお持ちでない場合もあろうと思うんですけど、そういう場合には、この資格情報のお知らせ、これとマイナナンバーカードを提示いただくことで保険診療を受けていただけます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 よく分かりました。マイナナンバーカードの券面に資格情報がないので、それがいざ使えないときには、スマホの中にあらかじめ入れておく資格情報、またはこの紙でということできるといことで、そのためにそれを発送するための予算ということでした。

藤井本委員長 ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議を希望される方おられますか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、これより議第53号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第53号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議第54号、令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）の議決についてを議題といたします。

本案につき提案者の内容説明を求めます。

中井部長。

中井保健福祉部長 保健福祉部の中井でございます。よろしくお願いいたします。

ただいま上程させていただいております議第54号、令和6年度葛城市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきまして、ご説明申し上げます。

お手元の補正予算書1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正でございます。保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ7,544万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億6,514万4,000円とするものでございます。

次に、事項別明細書の歳出によりご説明を申し上げます。5ページをお願いいたします。保険事業勘定の歳出となります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、11節役務費で3万1,000円の増額でございます。こちらは郵便料金改定に伴う増額となっております。同じく1款総務費、2項徴収費、1目賦課徴収費、11節役務費で5万3,000円の増額でございます。こちらも同じく郵便料金の改定に伴う増額でございます。

次に、下段に行っていただきまして、3款地域支援事業費、3項包括的支援事業・任意事業費、2目任意事業費につきましては、11節役務費においても、こちらも郵便料金の改定に伴う9,000円の増額となっております。

次に、6ページをお願いいたします。こちらは4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金、24節積立金で4,652万3,000円の追加でございます。

次に、5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目償還金、22節償還金利子及び割引料で2,868万2,000円の追加となっております。

次に、保健事業の歳入についてご説明申し上げます。4ページをお願いいたします。まず、4款1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金、2節過年度分で556万6,000円の追加交付でございます。

次に、5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金、2節過年度分で1,923万8,000円の追加交付でございます。

次に、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金で23万9,000円の事務費の繰入金となっております。同じく7款繰入金、1項一般会計繰入金、6目1節低所得者保険料軽減繰入金で196万1,000円、令和5年度分の人数確定に伴う追加となっております。

8款繰越金、1項1目1節繰越金につきましては、4,844万円の追加でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査よろしく願いいたします。

藤井本委員長 ただいま説明を願いました本案に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

谷原委員。

谷原委員 6ページのところになりますけれども、4款基金積立金、1項基金費、1目介護給付費準備基金積立金ということで、4,600万円余り基金積立てとなっておりますけど、これについてもう少し説明をお願いできませんでしょうか。これは前年度の繰越金か何かについて、この基金に積み立てるということなんでしょうか。また、基金残高はこれでどれぐらいになるのかも含めて、よろしく願いします。

藤井本委員長 田中課長。

田中介護保険課長 介護保険課の田中でございます。よろしく願いいたします。

基金についてですけれども、令和5年歳入歳出差引き残高が4,845万335円です。ここから補助金、交付金を精算して、返還する分が192万7,402円で、返還金を差し引いた後の4,652万2,933円を基金に積み立てます。そして、令和5年度の基金残高は4億3,413万56円ですが、本補正予算案を執行させていただいた後は4億8,077万9,360円になります。

以上でございます。

藤井本委員長 谷原委員。

谷原委員 介護保険料の基準月額、第9期の場合、引下げということになりましたけれども、基金の動向がどうなるのかということをもた見ておきたいと思いますが、そういう意味では基金の積立て、最終年度でも繰越金が出たということで、私どもとしたら第8期は非常に高かったんじゃないかなと。もちろんコロナがあつて利用者が少なかったということもあろうかと思っておりますけれども、基金残高4億8,000万円ぐらい出たということなので、今後推移を注目していきたいと思っております。

以上です。

藤井本委員長 質疑ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

委員間討議ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

藤井本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第54号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

藤井本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第54号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました議案の審査が全て終了いたしました。

ここで、一般会計の方で後ほど答弁させてもらうというふるさと応援寄附業務委託の部分、増田課長のほうから申し出ございますので、これを認めます。

増田課長。

増田商工観光プロモーション課長 商工観光プロモーション課、増田です。よろしくお願いいたします。

柴田委員からのご質問の件でございますが、総務省のQ&Aによりますと、寄附者が選択した事業が明確である場合に限り、寄附金の臨時的な特定財源に計上し、そうでない場合、つまり総称的な施策や事業の場合は、寄附金の臨時的なもの、一般財源等に計上するというQ&Aの回答になっております。

当市の場合でございますけれども、そういったこともありますので、一般財源に計上のほうをさせていただいております。ただし、今後はいただきましたご意見を参考といたしまして、プロポーザルの実施をさせていただく際に、仕様書等に個別の事業名を明確に書く欄とこののを設けることが可能なのかということも、ポータルサイト側の仕組みにもよるんですけれども、そちらのほうを前向きに採用できるようにさせていただくよう検討させていただきたいと思います。

以上です。

藤井本委員長 今はもう審議は終わっていますので、説明だけで結構です。

これをもちまして予算特別委員会を閉会いたします。長時間ご苦労さまでございました。

閉 会 午前11時44分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

予算特別委員会委員長 藤井本 浩